

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		療養費の支給		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 54 条第 1 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	保険者は、療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。 ○被保険者の疾病・負傷の保険事故に対しては、保険医療機関等において一連の医療サービスの給付で行い、いわゆる現物給付を建前としている。したがって、現金給付である療養費の支給制度はあくまで療養の給付、特定療養費の支給で果たせなかった役割を補充するもので、被保険者に現物給付と現金給付との選択の自由を与えたものではない。		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～3 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 1～3 日		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				